2　適用法令に関する規定

(一)　一方の締約国領域内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

(二)　一方の締約国の制度に加入する被用者及び自営業者が他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣され、又は就労する場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第七条関係）

(三)　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　給付に関する規定

(一)　一方の締約国の実施機関は、自国の法令による給付を受ける権利の取得に関して十分な保険期間を有しない者について、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。（第一三条関係）

(二)　第一三条の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合に日本国の実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、日本側にのみ適用される特別の事項について定める。（第一四条～第一七条関係）

(三)　第一三条の規定の適用によりルクセンブルクの給付を受ける権利が確立される場合にルクセンブルクの実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、ルクセンブルク側にのみ適用される特別の事項について定める。（第一八条～第二一条関係）

4　雑則

(一)　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用するものとし、また、個人情報の秘密の保護のための法律及び規則により規律される。（第二五条関係）

(二)　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。（第二八条関係）

(三)　協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の実施に当たっては、協定の効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、この協定の効力発生の日に派遣の期間又は自営活動の期間が開始したものとみなす。（第三〇条関係）

(四)　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第三二条及び第三三条関係）

法　律

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十九号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

（地方公務員法の一部改正）

第一条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の三」に改める。

第三条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第三号中「の職」の下に「（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

第二十二条の見出し中「及び臨時的任用」を削り、同条第一項中「臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、」を削り、「その職員」を「当該職員」に改め、「人事委員会等は」の下に「、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより」を加え、同条第二項から第七項までを削る。

第三章第二節中第二十二条の次に次の二条を加える。

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二条の二　次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一　一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二　会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2　会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3　任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4　任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5　第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6　任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たつては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7　会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。